

財産目録

平成31年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額				
(流動資産)	現金	手元保管	一般会計運転資金として	96,211				
	貯金	ゆうちょ銀行振替口座	一般会計運転資金として	1,306,051				
	預金	普通預金						
		三菱東京UFJ銀行新丸の内支店	一般会計運転資金として	1,615,079				
		みずほ銀行神田支店	一般会計運転資金として	55,614				
		三菱UFJ信託銀行本店	三笠宮基金運転資金として	解約				
		みずほ銀行神田支店	三笠宮基金運転資金として	716,004				
三井住友銀行神田支店	奨励賞基金運転資金として	59,862						
未収金			0					
流動資産合計				3,848,821				
(固定資産)	基本金	預金	定期預金	三菱東京UFJ銀行新丸の内支店	基本金として	3,850,000		
							特定資産	現金
特定資産	預金	定期預金	三菱UFJ信託銀行本店	みずほ銀行神田支店	三笠宮基金として	解約		
							三笠宮基金等として	9,000,000
							奨励賞基金等として	9,500,000
固定資産合計				22,350,000				
資産合計				26,198,821				
(流動負債)	預り金			3,852				
流動負債合計				3,852				
(固定負債)								
固定負債合計				0				
負債合計				3,852				
正味財産				26,194,969				

公益目的支出計画実施報告書

平成30年度（2018/4/1から2019/3/31まで）の概要

（単位：円）

1. 公益目的財産額	33,307,601
2. 当該事業年度の公益目的収支差額（(1) + (2) - (3)）	31,796,719
(1) 前事業年度末日の公益目的収支差額	24,847,466
(2) 当該事業年度の公益目的支出の額	8,317,118
(3) 当該事業年度の実施事業収入の額	1,367,865
3. 当該事業年度末日の公益目的財産額	1,510,882
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由	
当初計画より事業支出が約150万円多かった。これは、前年度発行予定の機関誌（Orient 53）を本年度に刊行したこと（約75万円）および計画になかった三笠宮追悼論集を刊行したこと（約240万円）などによる支出増、印刷会社変更による経費縮減（約100万）、奨励賞該当者なしによる副賞等の不支出（約45万）などによる支出減が相殺されたものである。	

公益目的支出計画の状況

公益目的支出計画の 完了予定事業年度の末尾	(1) 計画上の完了見込み	2019年3月31日
	(2) (1) より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	33,307,601	33,307,601	33,307,601	33,307,601	33,307,601
公益目的収支差額	2,891,000	24,847,466	34,332,000	31,796,719	36,121,719
公益目的支出の額	7,470,000	5,593,937	6,870,000	8,317,118	6,075,000
実施事業収入の額	1,448,000	1,257,314	1,448,000	1,367,865	1,750,000
公益目的財産残額	4,397,601	8,460,135	▲ 1,024,399	1,510,882	▲ 2,814,118

監 査 報 告

一般社団法人日本オリエント学会

監事

鎌 田 繁



監事

本 智 俊



平成 30 年度の事業報告、計算書類およびその附属明細書、公益目的支出計画実施報告書その他理事の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

1. 監査の方法およびその内容

監事間の協議により、監査方針を定めた上で調査を行い、その結果を監事間で協議して、監査を実施しました。具体的には、理事会その他の重要な会議に出席し、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書および報告書を閲覧し、当法人の理事等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

平成 30 年度の事業報告のうち、平成 30 年度公益目的支出計画の変更願いの提出に伴う、平成 28 年度、平成 29 年度の損益計算書の書式変更について説明を受け、その内容を確認しました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告は法令および定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当です。
- (4) 計算書類とその附属明細書は当法人の財産および損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しています。
- (5) 公益目的支出計画実施報告書は法令および定款に従い、当法人の公益目的支出計画の実施状況を正しく表示しています。

3. 追記情報

なし

以上